

一般事業主行動計画（2025 年 4 月 1 日～）

I 一般事業主行動計画を策定した日

令和 7 年 3 月 24 日

II 一般事業主行動計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

III 規定

- ・有期雇用労働者も対象に含めた育児休業制度 有
- ・有期雇用労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 有

IV 次世代育成支援対策の内容として定めた事項

1 雇用環境の整備に関する事項

（１）妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備として、男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

（２）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・時間外・休日労働の削減のための措置の実施
- ・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

V 女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項

達成しようとする目標に関する事項（分類）	女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項
採用に関する事項	育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
継続就業・職場風土に関する事項	利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底
長時間労働の是正に関する事項	組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信 チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底
配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項	女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング
多様なキャリアコースに関する事項	非正社員から正社員への転換制度の積極的運用